

別添

大分労発基 0710 第 2 号

平成 29 年 7 月 11 日

建設業関係団体の長 殿

大分労働局長

九州北部地域の豪雨災害に係る災害復旧工事等における  
労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般発生した九州北部地域の豪雨災害においては、当局管内でも甚大な被害が発生するとともに、今後の災害復旧工事等における土砂崩壊や土石流等による労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底を図るため、下記の事項に十分留意した施工が行われるよう、傘下会員事業場に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1 教育訓練措置

新規採用者及び初めて災害復旧工事等に従事する労働者については、技能や経験不足による労働災害が発生するおそれがあることから、雇入時、新規入場時及び作業変更時の実効ある安全衛生教育を徹底すること。

2 土砂崩壊災害防止措置

- (1) 工事の施工に当たって、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は変更するとともに、関係労働者に対して当該作業計画の内容を周知徹底した上で作業を行うこと。

- (3) 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。  
また、必要に応じ、作業中に地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じること。  
なお、上下水道等工事に関しては、土止め先行工法を採用すること。
- (5) 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等について労働者に十分周知すること。

### 3 土石流災害防止措置

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等についてあらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は変更するとともに、関係労働者に対して当該作業計画の内容を周知徹底した上で作業を行うこと。
- (3) 点検者を指名して、作業箇所及び作業場所から上流の河川について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、河川の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。  
また、必要に応じ、作業中に河川の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準及び作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講じること。
- (5) 警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること。
- (6) 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立すること。また、避難訓練を臨時に実施し、労働者の安全に対する意識啓発を図ること。なお、これらの訓練を実施する際には、必要に応じ、近接して作業を行う異なる元方事業者と連携すること。

### 4 車両系建設機械による災害防止措置

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間で作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるので、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。また、作業区域に立ち入り禁止措置を講じ、又は監視員を配置するなど第三者等を巻き込む災害の防止にも留意すること。
- (2) 車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。特に、各

作業者が担当する作業範囲を明確に区分けする等により車両系建設機械相互若しくは車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械については、過酷な使用状況で長時間これを使用することとなるため、点検・整備等を適切に実施すること。

## 5 熱中症防止措置

- (1) WBGT（暑さ指数）に応じて、作業の中断、休憩時間の確保等ができる余裕を持った作業計画を作成すること。
- (2) 作業場所の近くに屋根やミストシャワー等を備えた休憩設備を設けること。
- (3) こまめに水分や塩分を摂取させること。
- (4) 熱中症防止に係る教育を確実に実施すること。
- (5) 労働者の異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。

## 【参考】

「安全衛生情報センターホームページ」(<https://www.jaish.gr.jp/index.html>)、「気象庁ホームページ」(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)に、以下の土砂崩壊災害や土石流災害の防止に関するガイドライン等が示されているので御参照ください。

- 1 土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について  
(平成10年3月23日付け基発第120号)
- 2 局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害の防止について  
(平成20年10月10日付け基安安発第1010002号)
- 3 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン策定について  
(平成27年6月29日付け基安安発0629第1号)
- 4 斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について  
(平成27年6月29日付け基安安発0629第4号)
- 5 職場における熱中症の予防について(平成21年6月19日付け基発第0619001号)
- 6 局地的大雨から身を守るために 防災気象情報の活用の手引 (平成21年2月 気象庁)